

文化財を保存・保全することの意味

堀 雄良

私は文化庁文化財保護部建造物課というところで、登録文化財を担当しています。文化財保護の行政のなかで、下水の扱いを考えて見たいと思います。

文化財の体系をお話します。国では文化財と言うものは「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、そして「伝統的建造物群」というものに分けています。無形文化財はいわゆる人間国宝です。記念物は、史跡、名勝、天然記念物です。

下水構造物は、以上の文化財の体系のなかでは、有形文化財で扱うことになると思います。遺跡の排水路などは記念物になろうかと思いません。下水構造物として扱うと、有形文化財の中の建造物になります。下水管を博物館の中に展示する場合は有形文化財の中の美術工芸品の中の歴史資料で扱うことになると思います。

「文化財保護法」の前身は一〇〇年前の「古

社寺保存法」ですが有形文化財が国指定を受けると、「重要文化財」となり、そのうち特に価値の高いものが国宝とされます。従来は社寺が指定の中心でしたが、年代的には新しい江戸時代の神社、仏閣に範囲を拡げて、民家を指定したのもここ二〇年くらいのことです。

現在、近世社寺建築、民家建築の指定が一通り終了した段階です。

「文化財保護法」の大きな改正が二度行われています。一つは、伝統的な町並みを保護するために「伝統的建築物群保存地区」制度を設けました。現在、「重要伝統建築物群保護地区」は五二地区になっています。

次は、近代の建築物をどう扱うかという時期になりました。

文化庁建造物課では、平成二年度から「近代化遺産（建造物等）総合調査」を始めまして、平成五年には、秋田市の「藤倉水源地水道施設」

と群馬県松井田町の「碓氷峠鉄道施設」を「近代化遺産」として初めて、重要文化財指定を行いました。また、平成八年には、重要文化財の指定基準を改正しまして、従来の「建築物及びその他工作物」を建築物、土木構造物及びその他工作物」としました。

一方で、近代の建造物は、多種多様でしかも大量にあるわけですから、重要文化財指定だけではなかなかカバーしきれませんので、平成八年に文化財保護法を改正しまして「文化財登録制度を導入したわけです。

登録有形文化財の登録基準は、建築後五〇年を経たもので、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもの、のいずれかに該当するものとしています。これによりまして、身近で広く親しまれている建造物、もちろん下水道施設も含まれる分けですが、文化財として扱う事が可能になったわけです。

それでは私どもがどういふものを登録したいかという、これからスライドで紹介します。

- ① これは盛岡市の上水道施設です。
- ② 岩手県一関の北上大橋、昭和一〇年ころ。鉄の橋です。
- ③ トンネル、鉄道橋、煉瓦のアーチ橋も登録の対象になります。
- ④ 四日市駅構内のこ線橋です。けたが古いのです。
- ⑤ 三重県四日市の旧港、明治時代の防波堤です。既に近代化遺産として重要文化財に指定されています。
- ⑥ 名古屋港の眺ね上げ橋です。
- ⑦ 灯台です。
- ⑧ 別子銅山。鉱山鉄道の橋です。
- ⑨ 富山市富岩運河の中島閘門です。
- ⑩ 日本一ダム高の高い、砂防ダムです。富山県立山の白岩砂防ダムです。
- ⑪ 発電所。上屋と水路を含め全体を対象としています。
- ⑫ 石川県の七箇用水取水口です。農業水利施設です。
- ⑬ 宮城県鳴瀬町にある野蒜築港跡の石積防波

堤です。

- (14) 煉瓦造りの水門。北上川、鳴瀬川を結ぶ北上運河の關門。

- (15) 旧陸軍の要塞施設です。和歌山県友が島では、灯台、要塞がセットで遣っています。

- (16) 同じ友が島のトーチカです。

- (17) 農業用ダム、大分県白水ダム。水流が美しいことで知られています。最近、重要文化財に指定されました。

- (18) 下関の水道施設で貯水池、取水塔、煉瓦のアーチ橋がそろって造っています。

- (19) 下関の浄水場です。

- (20) 仙台市の水道の取水ダムです。

- (21) 呉、軍港用水道施設です。海軍は水道とドックが大きな土木工事でした。

- (22) 呉、海軍水道の拡張時の水源地のダムです。造形的に優れています。大正時代のもですが、これも最近近代化遺産として重要文化財に指定されました。

- (23) 横浜で貨物線の線路をプロムナードとして、整備した例です。

- (24) 横浜のドックです。みなとみらいの再開発

で、こちらは帆船日本丸を浮かべています。

他方は水を抜いて、広場として開放していません。

平成八年一〇月に登録制度がスタートして、現在の登録件数は平成一〇年一月で現在で累計一〇四件となっています。外国の例で、英国で登録文化財に相当するのが数十万件、米国では、二万五千件です。日本はこれより大分少ないです。

現在は、年間五〇〇件／年を目標にしています。時代的には、明治、大正、昭和で九割。土木建造物は五％強にすぎません。もっと増やしたいと思っています。

生活関連施設は電気、ガス、水道等ですが、水道分野で登録が進んでいます。水道が九割方です。水道界の中で、そういう雰囲気があり、近代水道百選とかで、歴史的建造物に関する意識が進んでいる。下水道は一件、横浜居留時代の煉瓦造りの下水道のマンホールだけです。

理由は下水道施設は地下にあり、建造物とし

て扱にくいとことがあるかと思いますが、積極的に登録したいと思っております。是非ご協力をいただきます。

最後に本日のテーマとなりますが、下水文化の継承は現在までの制度では下水道の構造物を文化財とするのが近道と思います。私どもは、積極的に、下水施設を登録なり指定して、一般の人に下水も文化の一つであると認識してもらうことよって「下水文化の継承」に多少なりともお役に立ちたいと思っておりますので、下水文化研究会の会員諸氏のご教示、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

登録制度の対象となる建造物の種類

✦ 建築物



住宅・事務所・工場・社寺・公共建築など

✦ 土木構造物

橋・トンネル・水門・堤防・ダムなど



✦ その他工作物

煙突・塀・櫓など

